

鳥取市暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱

平成18年12月22日制定

平成27年 9月 1日改正

令和 8年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の再生を図るため、暮らし・にぎわい再生事業制度要綱（平成19年4月1日付け国都まち第118号、国都市第419号、国住街第258号。以下「国制度要綱」という。）及び暮らし・にぎわい再生事業補助金交付要綱（平成19年4月1日付け国都まち第119号、国都市第420号、国住街第259号。以下「国交付要綱」という。）に定める暮らし・にぎわい再生事業を実施する者に対する鳥取市暮らし・にぎわい再生事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中心市街地への都市機能等の立地を総合的に支援することにより、まちなかの賑わいの回復を図り、多くの住民にとって暮らしやすいまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国制度要綱に規定する暮らし・にぎわい再生事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する民間事業者等であって、あらかじめ市長に相談し、当該事業について国との採択に係る協議が整ったものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の算出方法は、国交付要綱に定めるところとし、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象外とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第3に掲げる法人であって、特定収入割合が100分の5を超える場合にあっては、消費税等相当額を補助対象経費に含めることができる。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 国交付要綱第2第1項第一号に規定する事業については、国交付要綱第3第7項第一号及び第二号の要件に該当する場合には、前項の「3分の2」を「5分の4」に読み替えるものとする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(完了届の時期等)

第10条 規則第10条第2項の届出は、補助事業の完了の日から10日以内に行わなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了後1月以内の日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条第1項ただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年12月22日から施行する。

(経過措置)

2 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）の施行の日から3年を経過するまでは、第3条第1号及び第4条中「定められた」とあるのは、「定められ、又は定められることが確実と見込まれる」とする。

(平成18年度における交付申請の特例)

3 平成18年度に限り、本補助金の交付の申請に係る第8条の規定の適用については、同条中「9月30日」とあるのは、「12月28日」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 7 条、第 1 1 条関係）

年度鳥取市暮らし・にぎわい再生事業計画（報告）書

1 事業の概要 （※既存資料の添付で代用可。）

事業の名称	
事業の目的	
事業内容	
事業効果	

2 経費区分及び資金計画

経費区分	総事業費（算定基準額）			備考
	市	国・県等	事業者	
合 計				

〔添付資料〕 （※①～③は申請時、④～⑤は実績報告時、⑥は随時）

- ① 補助事業者の概要（定款、名簿、事業報告書、収支決算等）
- ② 事業計画書（図面、事業スケジュール等を含む。）
- ③ 工事見積書、委託契約見積書等
- ④ 特定収入割合がわかる書類の写し（要綱第 7 条第 2 項の但し書きに該当する場合）
- ⑤ 出来高設計図書、写真、検査調書の写し等
- ⑥ 工事契約書、委託契約書、証憑類の写し
- ⑦ その他（必要に応じて市長が指定）

年度鳥取市暮らし・にぎわい再生事業収支予算（決算）書

団体名：

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

(注) 摘要欄には、積算等を明記すること。